

## 犬山市自転車活用推進計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市自転車活用推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 市内事業所の代表者
- (4) 教育関係機関の代表者
- (5) 市民団体等の構成員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(会長)

第3条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことがで

きない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 委員会は、専門的な事項を協議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員は、委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、専門部会の構成員のうちから会長が指名する。

5 部会長は、その専門部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する専門部会の構成員がその職務を代理する。

(専門部会の招集及び議事)

第6条 専門部会の会議(以下この条において「会議」という。)は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 専門部会は、その構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、専門部会の協議が終了したときは、当該協議の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。